

議案第 37 号

市道路線の廃止について

道路法第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

亀山市長 櫻井 義之

廃止路線

認定番号	路線名	起点	終点	摘要
41039	板屋 1 号線	加太板屋字 裏ノ垣内 4688 番 4 地内	加太板屋字 板屋 5373 番 3 地内	県道との重 複認定解消 のための路 線の廃止

提案理由

市道路線の廃止について、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。